

道路占用と標準処理期間について

道路局路政課道路利用調整室

ラーメン屋

おはようございます。道路占用許可について教えていただきたいのですが、ご担当の方は・・・。

栗本係員

はい、私ですが。

ラーメン屋

あの、今度、〇〇町二丁目の国道沿いでラーメン屋を開店することになりますて、2ヶ月後の開店に向けて今準備を進めています。それで、店の看板が歩道の上に出る場合は、道路占用許可というものが必要だと聞いたのですが・・・。

栗本係員

どのような看板を付けようと考えているのですか？

ラーメン屋

店の名前が入ったものです。店から突き出す形のものを付けようと思っているのですが、歩道を歩く人に離れたところからも見てもらえるよう、少し歩道側に出したいのですが・・・。

栗本係員

それでは、道路占用許可を受けることが必要となります。（占用許可制度の概要、手続き、基準などをひととおり説明。）私は道路占用担当の栗本と申しますので、不明な点がありましたら、いつでもご連絡ください。

ラーメン屋

ありがとうございます。あらためて申請に参りたいと思います。

坂上係員

栗本くん、今の方、どういう要件だったの？

栗本係員

あっ坂上さん、今度〇〇町二丁目に新しくラーメン屋ができるらしいですよ。ラーメンには目がない坂上さんとしては、開店したらすぐに食べに行かないといけませんね。開店したら仕事帰りにでも一緒に行きますか。

坂上係員

無駄口はいいから、それで要件は？突出看板の占用か何か？

栗本係員

相変わらず冷たいですねえ。そうです。突出看板を占用したいそうで、申請手続きについてひととおりご説明して、申請書を渡しました。

坂上係員

そう。特に難しい問題はなさそうだし、じゃあこの件は栗本くんに任せたわよ。よろしくね。

(数日後)

ラーメン屋

先日、ラーメン屋の看板の占用許可の件で一度伺った者ですが、道路占用担当の栗本さんはいらっしゃいますか？

坂上係員

申し訳ございません。あいにく栗本は外出しておりますが、同じく道路占用担当の坂上と申します。看板の件でしたら、栗本から聞いておりますので、私が伺います。

ラーメン屋

看板の道路占用許可の申請書類について、先日、栗本さんから教えていただいたとおり作成してお持ちしました。

坂上係員

分かりました。お預かりして、栗本にも伝えておきます。

ラーメン屋

あの実は、開店準備が予想以上にはかどりました、1ヶ月後には開店できる見込みになったのですが、許可には何日くらいかかるのでしょうか？

坂上係員

申請書の内容はこれからよく読ませていただきますが、寸法についてはこれなら問題なさそうですね。1ヶ月後の開店には間に合うようにできると思います。

ラーメン屋

よかったです。それではよろしくお願ひします。

(1時間後)

栗本係員

ただいま戻りました。いや～、外は暑かったです。

坂上係員

お疲れさま。ついさっき、例の突出看板の占用を希望しているラーメン屋さんが占用許可申請書類を持ってきてたわよ。

栗本係員

そうですか。今はちょっと手が回らないけど、開店までには間に合うように処理しておきます。

坂上係員

あっ、開店なんだけど、準備がはかどっていて、1ヶ月後に開店できるようになったみたいよ。

栗本係員

そうなんですか。では少し早めに見ておきます。

坂上係員

あらっ、栗本くん、もしかして当初予定していた2ヶ月後直前までに処理しようとしてたの？標準処理期間を知らないの？

栗本係員

えっ標準処理期間って何ですか？教えてもらってないですよ～。

坂上係員

通達にあるわよ。探してみて。

栗本係員

そうなんですか。全然知らなかったです。あっ、ありました。平成10年の通達（「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について」（平成10年8月5日建設省道政発第93号道路局路政課長通達））ですね。標準処理期間・・・原則として2～3週間とあります。

坂上係員

そう、占用許可申請があつてから、許可するまでの通常要すべき標準的な期間は2～3週間と定められているの。

栗本係員

えっでも、申請書類に不備があつたりしたら、必ず2、3週間ってわけには・・・。

坂上係員

通達をよく読んで。この通達では、標準処理期間の適用除外としていくつかの場合を規定しているのだけど、申請書類の不備等を補正するために要する期間や、関係機関との協議に要する期間も適用除外されているのよ。それに、標準処理期間は目安であつて、期間内に処理する義務を発生させるものではないの。

栗本係員

なるほど。

渡邊課長

なになに、標準処理期間の話をしているのかな。標準処理期間については、そもそも行政手続法に規定があるよ（資料1）。第6条で、行政庁は、申請を受けてから処分を行ふまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めて、これを公にしておくこととされているよ。これを受け、平成6年9月に本省から出された通達では道路法32条の占用許可については1ヶ月とされていたのだけれど、その後「規制緩和推進3ヵ年計画」において、許認可等の審査・処理期間の半減を目指すことが決定されたの踏まえて、平成10年8月の通達でこの期間が2～3週間に改められているんだ。

栗本係員

そうだったんですね。あれっ！（受付窓口に掲示されている貼り紙を指して）ここに貼ってあるのはこの標準処理期間の内容だったんですね。気がつきませんでした。

渡邊課長

そう、つまり、私たち行政側だけの人間がその内容について把握しているだけでなく、申請者にとってもその内容を把握できようとしているんだ。

ところで、標準処理期間の勉強も終わってちょうどもうすぐ昼休みなることだし、お昼は、この間開店した蕎麦屋に行かないか。評判らしいんだ。

栗本係員・坂上係員

行きます！

栗本係員

行ってみたかったんですよ、あの蕎麦屋。あれっ、そう言えば坂上さんはたしか、先月僕に、最近麺を食べすぎてウエイトオーバー気味だから、今週末までの1ヶ月は、麺を食べないって宣言してませんでしたっけ？

坂上係員

よく覚えてるわね・・・。1ヶ月というのはあくまで目安だったからいいのよ、もう。それに栗本くんに宣言したからって守る義務はないしね。

資料 1

行政手続法（平成五年十一月十二日法律第八十八号）

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。